

# 檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月8日(金) 午後2時00分から午後2時45分

2. 開催場所 中央公民館4階 第3会議室

3. 出席委員(13名)

1番 安田宗義(副会長)	2番 吉川作衛
3番 石井三智子	4番 蘆村雅光(副会長)
5番 森田尚子	6番 森川千鶴子
7番 福田茂(副会長)	8番 岡本和久
9番 中川眞一	10番 上田逸朗(会長)
11番 坂口洋	12番 竹瀬久晴
13番 堀田雅三	

4. 欠席委員 1名 14番 福田照美

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (12)竹瀬久晴 (13)堀田雅三  
第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件  
第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件  
第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件  
第5 報告1 農地法第3条の3の規定による届出に関する件  
第6 報告2 農地法第4条農地転用届出に関する件  
第7 報告3 農地法第5条農地転用届出に関する件  
その他 農用地利用集積計画に関する件  
その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件  
その他 相続税の納税猶予に係る適格者証明願いに関する件  
その他 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件  
その他 農地貸借に係る解約通知に関する件

## 7. 会議の概要

事務局長	ただ今より、令和6年3月総会を開催いたします。 はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。
上田会長	【挨拶】
議長（上田会長）	委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。 本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和6年3月の総会を開会いたします。 なお、14番 福田照美委員より欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、本日の議事日程を事務局より申し上げます。
事務局	はい。 【議案書の議事日程を朗読】
議長	これより日程に入ります。 日程第1 議事録署名委員の指名については、12番 竹瀬久晴委員、並びに13番 堀田雅三委員を指名いたします。 お二方よろしく申し上げます。
議長	日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案1件でございます。 なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いします。1番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。
議長	第1号議案は、小委員会にかかっております。 それでは、1番の現地調査の結果説明を 安田副会長からお願いします。
安田副会長	1番は、四条町***の田、183㎡ 外1筆は、県立医科大学より南約10mに位置し、**町の** **氏と同じ**町の** **氏より売買

	<p>で譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏は以前から**氏と賃貸借権を設定されており、現在も畑として耕作されていることから、適当であると思われますのでご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>では、地区担当農業委員の 森川委員さんご説明願います。</p>
森川委員	<p>ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>以上で、第1号議案 1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明および小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたら願います。</p>
	<p>－意見なし－</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。 第1号議案 1番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>－全員挙手－</p>
議 長	<p>全員であります。</p>
議 長	<p>よって、第1号議案の1番は許可と決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。1番から4番の説明後、一括で採決したいと思います。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案 4件です。 1番は、農業用倉庫及び進入路として転用したいと申請されてます。 当該申請地の農地区分は、10ha以上の規模の農地の区域にある第1種農地ですが、申請目的が農業用施設であり、農業振興に資する施設であるため例外事項に該当し、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められるなど問題ないと考えます。 2番は、青空駐車場として転用したいと申請されてます。 当該申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、500m以内の範囲内に教育施設および医療施設があるため、第3種農地であり転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もな</p>

	<p>いと認められるなど問題ないと考えます。</p> <p>3番は青空駐車場として転用したいと申請されております。</p> <p>当該申請地の農地区分ですが、近鉄樫原神宮西口駅の周囲おおむね500m以内の区域にあり第2種農地で転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど問題ないと考えます。</p> <p>4番も青空駐車場として転用したいと申請されております。</p> <p>当該申請地の農地区分は、10ha以上の規模の農地の区域にあるため、農地区分は第1種農地にありますが、申請地の周辺に居住する者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるという例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、転用による周辺農地への影響もないと認められるなど問題ないと考えてます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>第2号議案 1番は、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の福田茂副会長からご説明願います。</p>
福田茂副会長	<p>1番は、別所町***の田の一部、995㎡のうち123.07㎡外1筆で、市立鴨公小学校より南東約700mに位置しており、**町の** **氏 が農業用倉庫および進入路として申請されたもので、申請目的の確実性、また周辺の農地への被害もないことから適当であると思われまのでご審議のほど、よろしく願います。なお、地区担当推進委員の森田泰造委員さんからも適当である旨の報告を受けておりますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>続いて、2番も小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の石井委員さんからご説明願います。</p>
石井委員	<p>2番は、四分町***の畑、122㎡で、平成まほろば病院より東約200mに位置しており、**町の** **氏 外2名が青空駐車場にしたいと申請されたもので、申請目的の確実性、また周辺の農地への被害もないことから適当であると思われまのでご審議のほど、よろしく願います。なお、地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨の報告を受けておりますので、ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議 長	<p>3番は、小委員会にかかっております。 蘆村副会長より現地調査の結果説明をお願いします。</p>
蘆村副会長	<p>3番は、大谷町***の畑、482㎡は、近鉄樫原神宮西口駅より北西約</p>

	<p>500m に位置しており、**町の** **氏が青空駐車場に転用したいと申請されたもので、適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 森川委員さんご説明願ひます。</p>
森川委員	<p>ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>4 番も小委員会にかかっています。安田副会長より現地調査の結果説明をお願ひします。</p>
安田副会長	<p>4 番は、山本町***の田、125 m<sup>2</sup> 外 2 筆は、奈良県広域消防組合消防本部より北東約 700m に位置しており、**町の** **氏が青空駐車場に転用したいと申請されたもので、適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 森川委員さんご説明願ひます。</p>
森川委員	<p>ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>以上で第 2 号議案 1 番から 4 番の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第 2 号議案 1 番から 4 番の農地法第 4 条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>－全員挙手－</p>
議 長	<p>全員であります。よって、第 2 号議案 1 番から 4 番は許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。</p>
議 長	<p>日程第 4 第 3 号議案 農地法第 5 条農地転用許可申請に関する件を</p>

<p>事務局</p>	<p>議題といたします。案件すべて小委員会にかかっており説明後、一括で採決したいと思います。事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>はい、農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案4件です。</p> <p>1番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。</p> <p>当該申請地の農地区分は、農地の広がり10ha以上の農地の区域にあるため、農地区分は第1種農地であります。住宅などの日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題ないと考えます。</p> <p>2番および3番は、青空資材置場（鉄骨ヤード）で申請されています。転用目的は同じですが、2番は所有権移転、3番は賃貸借権の設定と権利が別のため案件が別れております。設置場所は同じのため、2番と3番を同時に説明させていただきます。</p> <p>当該申請地は、10ha以上の規模の農地の区域にあるため第1種農地ですが、既存施設の拡張が転用理由であるため既存施設の敷地面積の2分の1を超えてないで設置されるという例外事項に該当し、転用可能と考えます。周辺農地への影響もないと認められるなど問題ないと考えます。</p> <p>4番は、発電設備として転用したいと申請されたものです。</p> <p>当該申請地は、JR香久山駅からの宅地化率で算出する第2種農地で、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど問題ないと考えます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>第3号議案1番は、蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
<p>蘆村副会長</p>	<p>1番は、山本町***の田、71㎡外4筆で、奈良県広域消防組合消防本部より北東約700mに位置しており、**町の** **氏、同じ** **町の** ** **氏より売買による所有権移転し、農家住宅として転用したいと申請されたもので、適当であると思われまますのでご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>地区担当農業委員の森川委員さんご説明願います。</p>
<p>森川委員</p>	<p>ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>続いて、2番および3番を福田茂 副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
福田茂副会長	<p>2番は、十市町***の田、925 m<sup>2</sup> 外4筆で、**町の** **氏外2名と東大阪市の吉田鋼業株式会社で売買による所有権移転、3番は、十市町***の田、1,166 m<sup>2</sup>で、東大阪市の吉田鋼業株式会社と東京都品川区の** **氏で賃貸借権の設定です。かしはら安心パークより北西約800mにそれぞれ位置しており、青空資材置場（鉄骨ヤード）として転用したいと申請されたもので、適当であると思われるのでご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 吉川委員さんご説明願います。</p>
吉川委員	<p>ただ今、福田 茂副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>4番を安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
安田副会長	<p>4番は、膳夫町***の田、991 m<sup>2</sup>で、市立香久山小学校より南西約100mに位置しており、大阪市北区の株式会社ハウスプロデュースが、**町の** **氏より売買による所有権移転し、発電設備として転用したいと申請されたもので、適当であると思われるのでご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 蘆村副会長ご説明願います。</p>
蘆村副会長	<p>ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>以上で第3号議案 1番から4番の説明が終わりました。  ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。  第3号議案 1番から4番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p>

	<p>－全員挙手－</p>
議 長	<p>全員であります。よって、第3号議案 1番から4番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
議 長	<p>日程第5 報告1 農地法第3条の3の規定による届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第3条の3の規定による届出に関する報告は1件です。</p> <p>1番は、大阪府河内長野市の** **氏が、十市町***の田、2,677㎡の持ち分3分の1を相続したと届けられたものです。令和6年2月13日 受理しております。事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>以上で報告1の1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりいたす事にします。</p>
議 長	<p>日程第6 報告2 農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告2 農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は2件です。</p> <p>1番は、城殿町***の田、1,039㎡は、市立畝傍北小学校より南東約300mに位置しており、**町の** **氏が青空駐車場として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和6年2月19日受理しております。</p> <p>2番は、新口町***の田、751㎡は、近鉄新ノ口駅より西約200mに位置しており、静岡県周智郡森町の** **氏が重層長屋用地として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の脇山委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和6年2月22日受理しております。</p>
議 長	<p>以上で報告2の1番および2番の説明は終わりました。ただ今の事務局</p>

	<p>の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。</p>
議 長	<p>日程第7 報告3 農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。報告3 農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は4件でございます。</p> <p>1番は、光陽町***の田、651㎡は市立光陽中学校より南西約500mに位置しており、葛本町の株式会社エターナル住宅流通が、**町の***氏より売買で譲り受け、一般住宅用地として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の中谷委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和6年1月29日 受理しております。</p> <p>2番は、四分町***の田、290㎡は平成まほろば病院より東約300mに位置しており、桜井市の** **氏外1名が、**町の** **氏と使用貸借権を設定し、自己住宅として転用したいと届けられたものです。なお、隣接している農地はございません。令和6年2月20日 受理しております。</p> <p>3番は、雲梯町***の田、810㎡は市立金橋小学校より南約200mに位置しており、東大阪市の株式会社イーストホームが、**町の** **氏外1名より売買で譲り受け、青空資材置場として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の中谷委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和6年2月21日 受理しております。</p> <p>4番は、雲梯町***の田、484㎡は市立金橋小学校より南約200mに位置しており、内膳町4丁目の株式会社アールエーホームが、**町の** **氏外1名より売買で譲り受け、青空資材置場として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の中谷委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和6年2月21日 受理しております。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>以上で報告3の1番から4番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思っております。如何でございますか。</p>

	<p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。</p>
議 長	<p>その他の案件の農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農用地利用集積計画に関する件についてご説明いたします。</p> <p>1 番は、高市郡明日香村の** **氏が**町の** **氏から、十市町***の田、946 m<sup>2</sup> 外 1 筆に 5 年間の利用権設定を受けられるものです。</p> <p>2 番は、**町の** **氏が**町の** **氏から、十市町** **の田、1,047 m<sup>2</sup> に 5 年間の利用権設定を受けられるものです。</p> <p>3 番は、御所市の増田農業株式会社が**町の** **氏から、観音寺町***の田、1,778 m<sup>2</sup> 外 1 筆に 3 年間の利用権設定を受けられるものです。なお、1 番から 3 番については更新されます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p>
	<p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので 承認 致す事にします。</p>
議 長	<p>その他の案件の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件についてご説明いたします。</p> <p>1 番は、なら担い手・農地サポートセンターが**町の** **氏と使用貸借され、10 年間の利用権設定を受けられます。集積計画決定後の借受者は、奈良市の株式会社 NELF です。</p> <p>2 番は、なら担い手・農地サポートセンターが**町の** **氏、** **氏、兵庫県小野市の** **氏から使用貸借され、10 年間の利用権設定を受けられます。集積計画決定後の借受者は、高市郡明日香村の** **氏です。</p>

	<p>3番は、なら担い手・農地サポートセンターが**町の** **氏、** **氏から使用貸借され、5年間の利用権設定を受けられます。集積計画決定後の借受者は、**町の** **氏です。</p> <p>4番は、なら担い手・農地サポートセンターが京都府木津川市の** **氏、**町の** **氏から使用貸借され、5年間の利用権設定を受けられます。集積計画決定後の借受者は、**町の** **氏です。</p> <p>5番は、なら担い手・農地サポートセンターが**町の** **氏から使用貸借され、10年間の利用権設定を受けられます。集積計画決定後の借受者は、**町の** **氏です。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
議 長	<p>その他案件、相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、相続税の納税猶予に係る適格者証明に関する件についてご説明いたします。</p> <p>1番は、**町の** **氏が令和5年7月12日死亡により、子の** **氏が四条町***の田、442㎡外1筆を相続されたことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの申請がありました。地区担当推進委員の森本委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>

議 長	その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件についてご説明します。</p> <p>1番は、大久保町***の田で、耕作者の** **氏が病気の為、耕作を継続することができないとのことで、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるもので、地区担当推進委員の井上委員さんからも適当ある旨のご報告をいただいております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長	意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。
議 長	その他の案件、農地貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	<p>農地貸借に係る解約通知に関する件の報告は3件です。</p> <p>1番は、醍醐町***の田 1,127 m<sup>2</sup>は、農地法第3条使用貸借権設定許可申請において、借人 **町の** **氏が 貸人**町の** **氏との間で解約されました。令和6年1月26日受理しております。</p> <p>2番は、十市町***の田、324 m<sup>2</sup> 外13筆は、農地法第3条使用貸借権設定許可申請において、借人 **町の** **氏が 貸人 **町の** **氏との間で解約されました。令和6年2月13日受理しております。</p> <p>3番は、農地中間管理事業の推進に関する法律において、貸人 **町の** **氏、同じく**町の** **氏、中間管理機構のなら担い手・農地サポートセンター、借人 桜井市の** **氏との解約でございます。令和6年2月20日に受理しております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p>

議 長	意見なしとの事ですので報告のとおりいたす事にします。
議 長	以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。 委員各位には、慎重審議ありがとうございました。 これをもって、3月の農業委員会 総会を閉会いたします。

農業委員会等に関する法律第27条及び橿原市農業委員会総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

橿原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 竹 瀬 久 晴

委 員 堀 田 雅 三